



おおあらい

Vol.375



みんなががんばるじょ（健康まつり はじめての運動会）

特集

町母子保健計画策定 P. 2

Index

わが町トピックス P. 6

みんなのひろば P.12

町のわだい P.14

くらしの情報 P.16

3
2003

すべての親子が健やかに育つために

平成14年～18年度

大洗町母子保健計画策定

母子保健計画とは

平成9年から、保健所で行っていた母子保健業務が市町村保健センターで実施されることになり、町では、平成8年に大洗町母子保健計画を作成し母子健康保健業務を進めてきました。

この計画を現状にあわせ見直し「すべての親子が健やかに育つために」を総合目標に病気の予防や心と身体の健康増進を図る「平成14年～18年度大洗町母子保健計画」が策定されました。

事業ごとに数値目標を設定

「平成14年～18年度大洗町母子保健計画」では、各事業について数値目標を設定し、事業の目的に対しての達成度や満足度を参加実績やアンケートなどで把握していくことが大きな特徴となっています。

計画の重点

思春期の心と身体に配慮 - 学校保健との連携 -

急速な成長期である学校の児童・生徒は、第二次性徴や思春期を迎え、身体や心の健全な発育に大切な時期です。“学校における健康問題”を学校だけではなく、町全体の重要課題としてとらえ、養護担当の先生方と連携をとりながら、児童・生徒の健康増進を図ります。

大洗っ子は虫歯が多い - 歯科保健 -

大洗町の平成12年度3歳児の虫歯保有率は50%と高く、小学校1年生では92.2%と全国平均に比べても非常に高い状況です。

一生の健康を支えていく強い歯を保つために、3歳児虫歯保有率25%以下（第2次茨城県歯科保健計画の目標値）を目指して、歯科保健対策を強化していきます。



定期的なチェックが虫歯予防には大切です

みんなニコニコでいられるように - 子育て支援 -



育児の情報交換の場ともなっているふれあい広場



近年、母親の育児不安や児童虐待が社会問題化しています。

町においても、核家族化の進行・育児に消極的な父親の存在・地域の育児支援能力の低下などの理由から、育児に不安を抱く母親が少数ながらも存在しています。

また、児童虐待の問題は表面化していませんが、地域ぐるみで注意していかなければなりません。

これらの問題に対し重点をおいて取り組み、子育て支援対策を進めていきます。

すべての親子が健やかに育つまちづくり に向けての取り組み

	安心して妊娠・出産ができる	安心して子育てができる	健康な体と豊かな心がもてる
めざす環境	<p>ゆったりした気持ちで出産や子育てができる 妊娠・出産や育児についての情報が必要なときに得られる 夫や家族の協力が得られる 病気にならないで健康に過ごせる いつでも相談できる場や相手がいる</p>	<p>障害や疾患のある子供が適切な指導を受けられる 子育ての仲間がいる 地域の協力が得られる</p>	<p>思春期から子育ての楽しさや命の大切さを知っている 学童期からよい食習慣が身につき、健康な生活が送れる 学童期から虫歯の予防と治療ができる 悩みを相談する場がある</p>
施策目標	<p>妊娠・出産や育児に関する知識を普及する 健診後の継続的な支援体制を確立する 夫や家族に子育ての現状を周知し育児参加を促す 健診の重要性を周知する 仲間づくりを支援する</p> <p>夫や家族へ妊娠・出産に関する知識を普及する</p>	<p>子育てを地域で支える体制を作る 子育てに関する制度や事業を紹介する</p>	<p>学校保健や関連機関と連携できる体制を作る 育児を体験できる場を作る 歯科保健を充実する 相談できる場を周知する よい食習慣について指導する</p>
現在の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳の交付 妊婦一般健康診査（医療機関委託） 妊産婦医療福祉費助成事業 こうのとりの学級(両親学級) マタニティ・ピクス 	<ul style="list-style-type: none"> 出生届出時相談 新生児訪問 乳幼児家庭訪問 母子相談 乳幼児健康診査 乳幼児電話相談 乳幼児一般健康診査（医療機関委託） 乳幼児医療福祉費助成事業 イルカ教室 虫歯予防教室 予防接種 離乳食教室 ふれあい広場 学童保育 一時保育 	<ul style="list-style-type: none"> ファミリークッキング 家庭教育学級 青少年相談員活動事業 青少年問題特別会議の設置 子育て支援ボランティア アイアンキッズ少年海賊隊 まるごと北海道体験事業 
今後の取り組み	<p>妊産婦健康相談</p>	<p>子育て教室（仮称） 育児広報活動</p>	<p>養護教諭との話し合いの場 子育て体験教室 小学生虫歯予防教室</p>

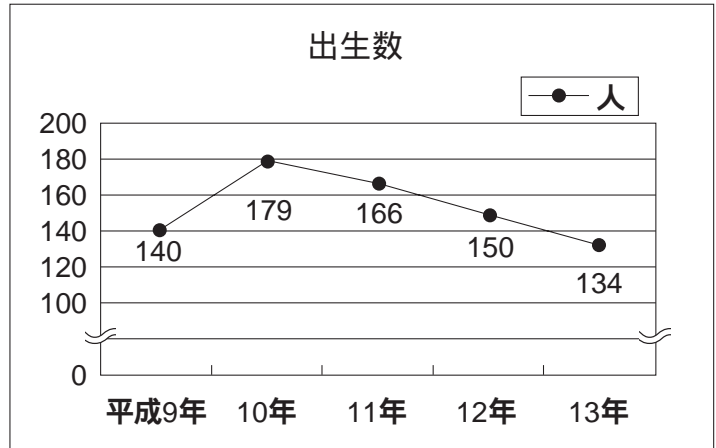
大洗町の子どもたちの現状

出生

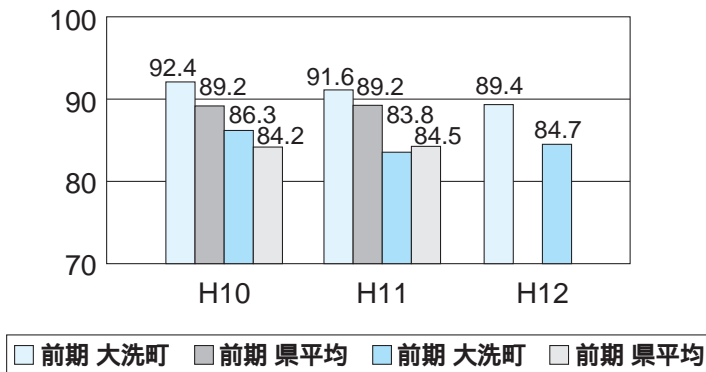
大洗町の人口や出生数は年々減少しています。

健康な子どもを産み育てるためには、妊娠中も健康管理は大切です。

保健センターでは「両親学級」「母子相談」「新生児訪問」など、妊娠期からの支援を行っています。



妊婦委託健診受診率(%)



妊娠

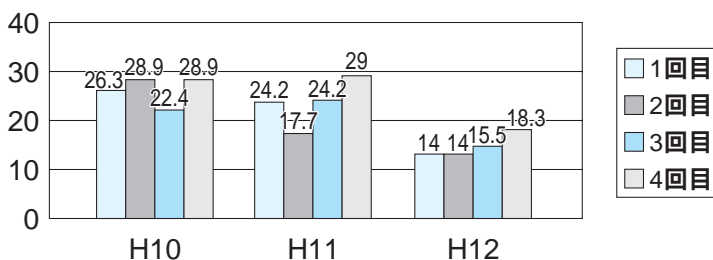
母子手帳発行時に、妊婦へ医療機関委託健診無料券を配付しています。しかし、その利用率は100%ではありません。

妊娠中、特に後期は貧血などの症状が多くみられます。出産に備えての健康管理は大切です。ぜひ健診を受けましょう。

両親学級「こうのとりの学級」は、妊婦と夫を対象に実施しておりますが、受講率は年々減少しています。

初めて妊娠された方は一度受けておくと妊娠・出産の知識を得られ、不安を軽減できます。病院での教室もありますので両親そろっての受講をお勧めします。

こうのとりの学級受講率(%)



健康診査

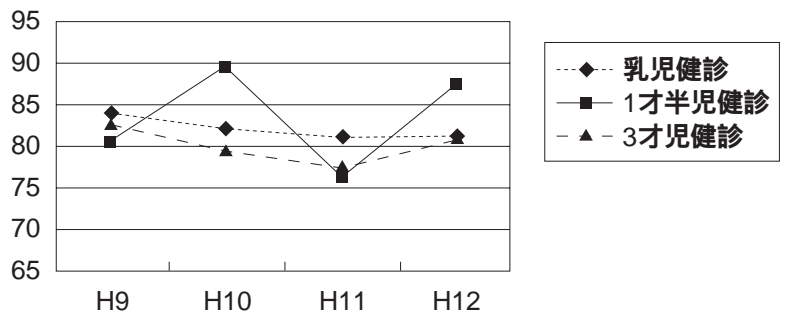
保健センターで実施している健診の受診率は、全体的に低下傾向です。

病院で健診を受けている場合も多いものと思われます。

特に乳児期の発育は早く、異常の早期発見をするためには重要な時期です。

保健センターの健診を活用していただき、ちょっとしたことでもお気軽にご相談ください。

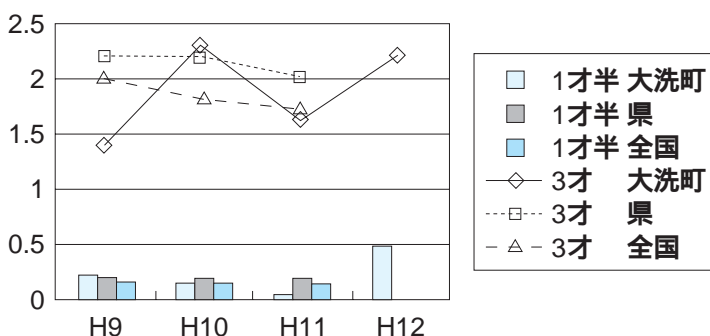
乳幼児健康診査受診率(%)



生活習慣の見直して虫歯や肥満を防ぎましょう

虫歯

1人あたりの虫歯本数(本)



子どもの歯は、6～7ヶ月になると生え始めます。大洗町の子どもたちは平均すると1才6ヶ月頃には、1人あたり0.5本、3才頃には2.2本の虫歯をもっています。

歯は一生使うもので「生え変わるから」といって油断は禁物です。

また小学校・中学校でも約3人に2人は未処置歯があり、放置されている現状にあります。

口のなかはいつも清潔な状態にしておくこと、おやつの内容の工夫、だらだら食べをしないなどが虫歯予防につながります。

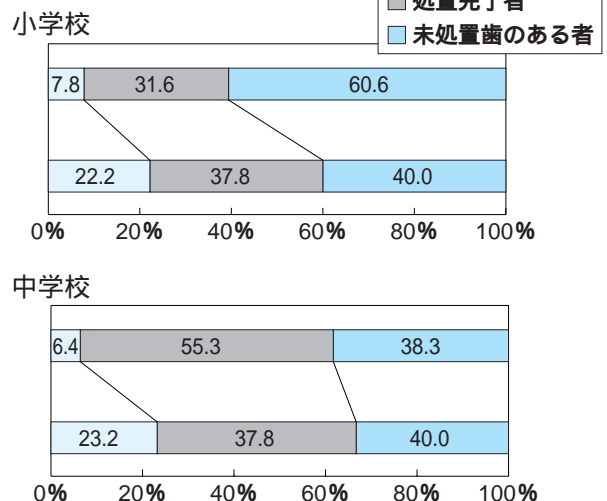
太りぎみ

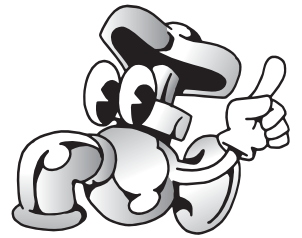
乳幼児期では、「太り気味」のお子さんはほとんどいません。しかし、小学校3・4年生になると学年で20～30%が「太り気味」に該当します。手軽に買えるスナック菓子やファーストフードばかり食べてはいませんか。

子どもの頃は何となくとも、この時期の肥満や食生活は大人になってから問題になることもあります。

家族みんなでお子さんのおやつとの与え方など食生活について考えていくことが大切です。

平成12年度 虫歯状況(%)





4月1日から

水道料金が変わります

私たちの生活に必要な水道事業は、主に使用者から納められる水道料金で運営されています。安全な水を効率よく供給するために、水道施設の整備や古い水道管の交換などに私たちの水道料金は使われています。

これまでの大洗町の水道料金は、県内でも2番目に低く設定されていましたが、水源として利用されていた深井戸が老朽化してきたため、県中央広域水道用水供給事業から不足分の水を購入しています。その負担金額が増加する中、現行の料金設定では赤字が見込まれるため、水道料金と水道事業加入金の改定を行うことになりました。改定後は県内で7番目に低い料金設定です。

これからも私たちの生命を守る安全で良質な水を安定供給していくために、ご理解とご協力をお願いいたします。

【新しい水道料金表】

1ヶ月分の基本料金			1㎡あたりの超過料金 (円)	
口径(mm)	水量(㎡)	料金(円)		
13	8	930	9~20㎡	115
20		1,070		
25		1,430	21~30㎡	130
30		2,150		
40		2,860		
50		4,290	31~50㎡	160
75		8,580		
100		14,300	51~100㎡	185
150		28,600		
臨時用	1	350		350

5月の納入から
新料金となります

【水道料金の比較】

メーターの口径が13mmの水道で、
1ヶ月20㎡の水量を使用した場合
一般家庭での平均使用量
現行料金 2,084円
改定料金 2,425円(差額341円)

メーターの口径が25mmの水道で、
1ヶ月100㎡の水量を使用した場合
現行料金 15,582円
改定料金 17,388円(差額1,806円)

【水道料金の計算方法】

口径13mmで1ヶ月20㎡の水道を使用した場合
基本料金 930円(基本水量8㎡)
超過料金 1,380円(12㎡×115円)
合計 2,310円×1.05(消費税) = 2,425円(円未満切捨て)

メーターの口径が50mmの水道で、
1ヶ月200㎡の水量を使用した場合
現行料金 39,312円
改定料金 44,016円
(差額4,704円)

口径20mmで1ヶ月30㎡の水道を使用した場合
基本料金 1,070円(基本水量8㎡)
超過料金 2,680円(12㎡×115円+10㎡×130円)
合計 3,750円×1.05(消費税) = 3,937円(円未満切捨て)

平成15年4月1日から 水道事業加入金も変更となります

新しい水道事業加入金表

口径(mm)	加入金(円)
13	38,000
20	104,000
25	170,000
30	300,000
40	500,000
50	800,000
75	2,500,000
100	そのつど別途協議
150	
200	

【水道事業加入金】

水道の新設工事や量水器の口径変更(増径)をする場合に必要となります。



知っておきたい 水道の手続きや届出

使用開始・休止の届出は忘れずお早めに

引越しにともなう新規に水道を使用する方は、「使用開始届」の提出が必要です。

水道の使用をやめる場合は「使用休止届」を提出していただき、料金の精算をいたします。

直接上下水道課窓口で印鑑(認印可)持参のうえ手続きを行ってください

こんな時に届出が必要です

引越しのとき
家を新築したとき
水道の所有者や使用者が変わるとき
納入通知書の郵送先が変わるとき
長い間、水道を使用しないとき
家の取り壊しなどで水道を廃止するとき

水道料金の納入

料金は月に一度、口座振替、納入通知書、集金の方法で納めていただきます。

**水道料金の支払いは
便利な口座振替で**

簡単な手続きで金融機関の口座から水道料金の支払いを自動振替することができます。忙しい方や留守がちな方に大変便利です。金融機関のお届け印鑑と預金通帳、最近の「水道料金のお知らせ票」をお持ちいただき、金融機関、郵便局または上下水道課までお申込みください。

お問合せ
大洗町役場上下水道課
☎(267)5111

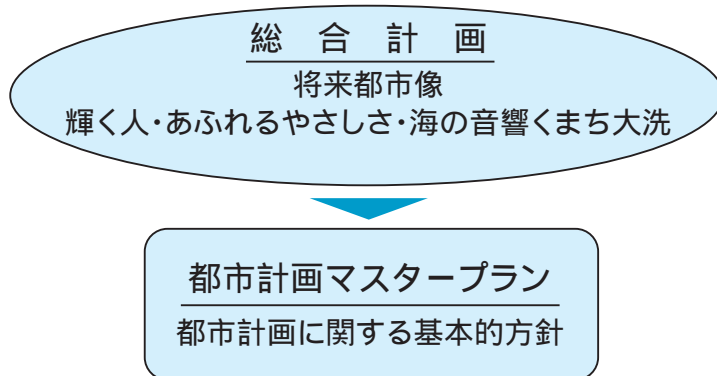
大洗町都市計画マスタープラン 策定に向けたご意見を募集します

町では、都市計画に関する基本的な方針である『都市計画マスタープラン』の策定作業を進めています。
この度計画の案が出来上がりましたのでお知らせいたします。

都市計画マスタープランとは

大洗町がより住みやすいまちとなるよう現在の町の状況やまちづくりの課題、住民のみなさんの意見を反映して、20年後の町の将来像、具体的な都市づくりの目標を設定するものです。

都市計画マスタープランの位置付け



大洗町都市計画マスタープラン(案)

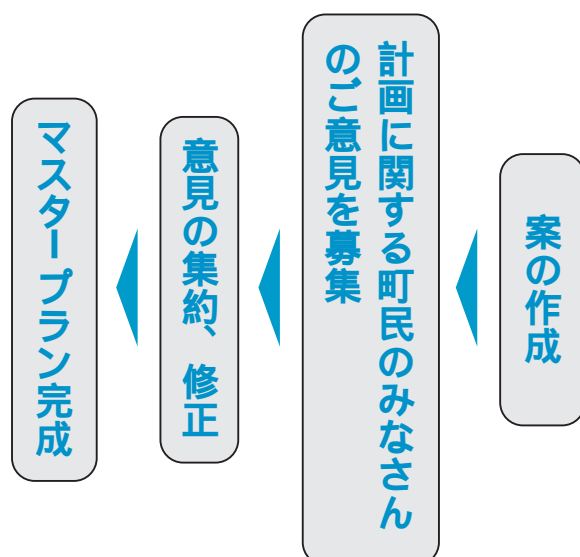
都市づくりの目標

町のいたるところに個性が息づき
町民が真の豊かさを実感しながら暮らし
訪れる人も町の環境に魅せられるようなまち

都市づくりの基本方針

- ・住む人にも訪れる人にも
やさしい都市づくり
- ・自然と共生した都市づくり
- ・安全性・快適性を重視した都市づくり

都市計画マスタープランの策定の流れ



町民のみなさんのご意見を募集します

町民のみなさんの声を反映するため、大洗町都市計画マスタープランに対するご意見を募集します。

計画の案を閲覧いただき、ご意見をお寄せください。
書式は自由です。郵送かFAX、Eメールでお願いします。

計画案閲覧場所

大洗町役場都市建設課（冊子が備えてあります）
大洗町公式ホームページ

<http://www.town.oarai.ibaraki.jp/>

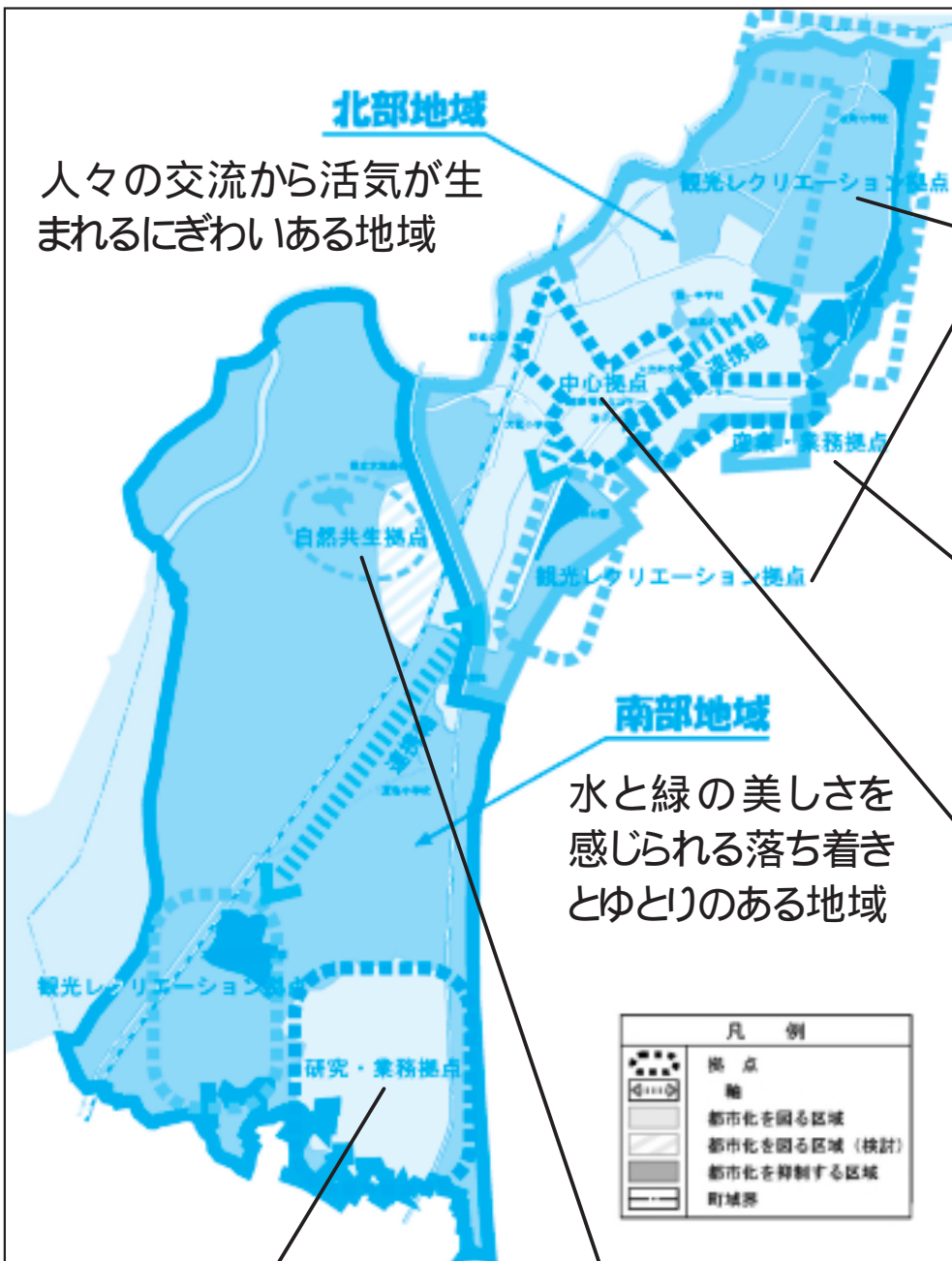
募集期間 3月28日まで（必着）

提出先 大洗町役場都市建設課 FAX266-3577
Eメールアドレス toshi@town.oarai.ibaraki.jp

問合せ 大洗町役場都市建設課

☎267-5111 内線255・256

将来都市構造図・地域区分図



人々の交流から活気が生まれるにぎわいある地域

北部地域

観光レクリエーション拠点
大洗海岸公園、サンビーチ、総合運動公園など、まちの自然資源を活用したレクリエーション拠点を形成するとともに、各拠点のネットワーク化を図ります。

産業・業務拠点

魚市場やフェリーターミナルを核として、まちの活力を生み出す産業・業務拠点を形成します。

中心拠点

大洗駅周辺や港湾地区周辺、役場周辺を核に、観光インフォメーション機能と地域生活サービス機能が集積し、人・物・情報が交流する拠点を形成します。

水と緑の美しさを感じられる落ち着きとゆとりのある地域

南部地域

研究・業務拠点

原子力関連施設が集積し、周辺環境と共生した研究・業務拠点を形成します。

自然共生拠点

自然環境を満喫できるレジャー空間から、環境と共生した暮らしの重要さや楽しさを感じられる自然共生拠点を形成します。

凡例	
	拠点
	軸
	都市化を図る区域
	都市化を図る区域(検討)
	都市化を抑制する区域
	町域界



固定資産課税台帳の 縦覧・閲覧制度の改正

納税者のみなさんの信頼を

今後とも得られますよう、情

報公開を一層推進する内容

で、固定資産課税台帳の縦

覧・閲覧制度に関する地方税

法が改正され、平成15年度課

税分から適用されることにな

りました。

縦覧制度について

縦覧制度は、納税者が、他

の土地や家屋の評価額と比較

して、自己の土地や家屋の評

価額の適正さを確認するため

の制度として実施されます。

町内に所在する土地の固定

資産税の納税者は、土地価格

等縦覧帳簿（所在・地目・地

積・評価額を記載）を、同じ

く家屋の固定資産税の納税者

は、家屋価格等縦覧帳簿（所

在・家屋番号・種類・構造・

床面積・評価額を記載）を縦

覧することができます。

期間 / 4月1日（火）～

6月2日（月）

土・日・祝日を除く

時間 / 8時30分～17時

場所 / 税務課固定資産税係

対象者 / 町内に所在する土地

または家屋の固定資産税の納

税者およびその代理の方

用意するもの / 印鑑

代理の方は納税者の委任状

が必要です。

縦覧制度について

縦覧制度は、これまでと同

様に、固定資産の所有者が、

自己の固定資産課税台帳の登

録事項を確認することができます

の制度として、また、借地・

借家人等の方が、その権利の

目的物である土地または家屋

（借家人については、その敷

地である土地も含む）の固定

資産課税台帳を確認すること

ができる制度として実施され

ます。

期間 / 4月1日（火）～

土・日・祝日を除く

時間 / 8時30分～17時

場所 / 税務課固定資産税係

対象者 / 固定資産の所有者、

借地人・借家人等の土地や家

屋について賃借権その他使用

または収益を目的とする権利

（対価が支払われるものに限

る）を有する方、およびこれ

らの代理の方

用意するもの / 印鑑（借地・

借家人等の方は、賃貸借契約

書および賃借料等の支払い証

明書提示）

代理の方は納税者の委任状

が必要です。

課税明細書について

評価額等の課税内容につい

ては、納税通知書（5月中旬

に発送予定）に添付される課

税明細書でもご確認いただく

ことができます。

問合せ / 税務課（内線145）

縦覧・閲覧ができる方の事例

	縦 覧	閲 覧
1.納税者		
2.納税者でない納税義務者 (非課税・免税点未満等の方)	×	
3.納税者と同世帯の親族	1	1
4.納税者と別世帯の親族 (受託関係のない方)	×	×
5.納税管理人	1	1
6.借地人・借家人等	×	2
7.納税者からの委任状持参の方		
8.納税者からの受託関係にない方	×	×
9.賦課期日(1月1日)以後の新所有者	×	

1 納税者と同世帯の親族・納税管理人の方
納税通知書または課税明細書（14年度分
でも可）の提示が必要です。

2 借地人・借家人等の方

賃貸借契約書等の契約書および賃借料等の
支払証明書の提示が必要です。

納税者等縦覧または閲覧出来る方からの委
任状があれば、縦覧または閲覧が可能です。
ご本人であることを確認するため、運転免
許証等の身分証明書を提示していただくこ
とがありますので、ご協力をお願いします。
縦覧制度の目的は、「他の土地や家屋の評
価額と比較して、自己の土地や家屋の評
価額の適正さを確認していただくための制
度」として、法に定められておりますので、
この目的以外の使用については、縦覧をす
ることが出来ません。

また、これに関連して、縦覧帳簿をコピー
することは出来ませんので、あらかじめご
了承ください。

納税には口座振替を ご利用ください

平成15年度の納税から口座
振替をお考えの方は、お早め
に各金融機関窓口にてお申し
込みください。ただし、納税組
合加入世帯の方は除きます。

取扱金融機関 / 常陽銀行

水戸信用金庫 茨城県信用組

合 関東つくば銀行 茨城銀

行 水戸農業協同組合

用意するもの /

通帳、届出印、納税通知書

問合せ / 税務課（内線145）

福祉課（内線158）

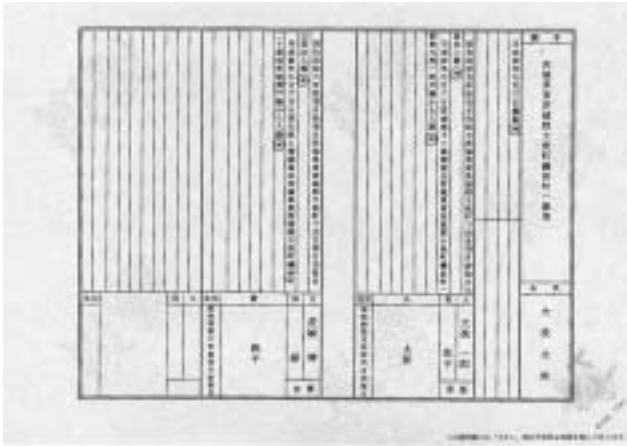
戸籍 戸籍事務の コンピュータ化が始まります

住民サービスの向上と事務の正確性・効率化を図るため準備を進めてきたコンピュータによる戸籍の事務が3月31日からスタートします。

現行の和紙原本から磁気原本に変わりプライバシーの保護が強化されます。戸籍の作成が正確に早く処理ができ、届出から証明書を発行するための期間が短縮されます。

戸籍証明書の謄本・抄本は縦書きから項目別の横書きとなり記録内容が読みやすくなります。戸籍に記録される氏名はコンピュータに登録できる漢和辞典等に載っている文字に限られるようになります。

コンピュータ化前の縦書き戸籍



コンピュータ化後の横書き戸籍



項目	現行	コンピュータ化
戸籍	謄本(全員)	全部事項証明書
	抄本(全員)	個人事項証明書
様式	B4判横書(謄本)	A4判縦長
	B5判縦書(個人)	
書式	文章体	項目別
	縦書き	横書き
数字	漢数字	アラビア数字
公印	黒印(電子印)	黒印(電子印)
用紙	透かし入り偽造防止用紙	透かし入り偽造防止用紙

随想 春を待つ厳しい経済環境

大洗町長 小谷隆亮

春の到来を表す言葉に米一粒ずつ日が伸びる、タタミの目一
目ずつ日が伸びる、などがあります。少しずつ日が伸びてくる
微妙な季節の変化を云ったものですが味わいのある言葉である
と思います。

節分が過ぎて寒さは厳しいものがありますが、小鳥のさえずりや草木の芽吹きに春の気配を感じることも多くなりました。
また、いよいよ我が町に春を告げるシラス漁もはじまりました。

一方、地方自治体を取り巻く環境は依然厳しいまま、春を待ちわびている状況であります。現在、新年度予算の編成作業を進めているところですが、国の財政も地方の財政もことのほか厳しさを増していると肌で感じております。昨年からの国から交付される地方交付税が減り、本年はさらに大幅な減額となります。また、厳しい経済環境を反映して地方税も減収となり、一層厳しい財政運営に変わりはありません。

新年度予算では行財政改革に取り組み、今何が必要かを見極めて、創意工夫をし、生活環境、教育、福祉、経済の活性化などに意を用いました。

こうしたなかで新年度予算の最大の悩みとして浮き彫りになったのは、国民健康保険会計の赤字財政です。健康増進の諸施策に力を入れてまいりましたが医療費は依然として増加傾向にあり、国民健康保険・老人健康保険について町の一般会計から財源を繰り出さなければならぬ状況で加入者の皆さんの負担増も見込まれます。根本には保険制度のしくみなどの要因もあり、町独自の取り組みでは如何ともしがたい状況です。

また介護保険制度もスタートしてから3年が経過し、今後の推計で新年度の保険料は全国的にも見直しが必要となっております。我が町も例外ではありません。厳しい経済環境の中、町民の皆さんに負担増をお願いすることは本当に胸の痛む思いであり、出来るだけご負担がかからないよう努力してまいります。

今後とも皆さんには、健康増進の取り組みに積極的にご参加いただきたいと思います。厳しい経済環境の冬を乗り越え、喜びに満ちた春の訪れをみんなで分かち合いたいと願っております。